

沼津市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した、令和7年度財政援助団体監査結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和8年1月9日

沼津市監査委員 間 野 吉 幸

同 久 松 但

同 植 松 恭 一

沼監第78号
令和8年1月9日

沼津市長 賴重秀一様

沼津市監査委員 間野吉幸
同 久松但
同 植松恭一

財政援助団体監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体監査を実施したので、監査結果に関する報告を同条第9項の規定により下記のとおり提出します。

記

1 監査の種別

財政援助団体監査

2 監査の対象

補助金名 沼津市消防団運営事業費交付金
所管課名 危機管理課
団体名 沼津市消防団

3 監査の範囲

令和6年度に財政的援助を与えていたる団体の当該事業に係る収入支出その他の事務の執行状況

4 監査の期間

令和7年10月2日から令和7年12月25日まで

5 監査の方法

沼津市監査委員監査基準に準拠し、当該団体から提出された諸帳簿等関係書類の審査を行うとともに、関係者から説明を受けた。

6 監査の結果

財政援助団体に対する交付金は、交付目的に沿っておおむね適正に執行されているものと認められた。また、収入支出及びその他の事務は、一部に改善及び検討を要する事項が見受けられた。

監査の概要は、次のとおりである。

[監査の概要]

沼津市消防団

1 監査の種別

財政援助団体監査

2 交付金の名称、金額及び交付目的

沼津市消防団運営事業費交付金

28,541,000 円

地域における消防団活動を円滑に運営し、火災その他の災害に備えるため、沼津市消防団に対して、運営事業費の全部又は一部を交付金として交付するもの。

3 交付金の執行状況

交付金の収入状況等は以下のとおりであり、執行はおおむね適正であると認められた。

(1) 交付金の収入状況

収入日	区分	収入金額	口座名義人
令和6年 4月 26 日	団本部運営交付金	541,000 円	消防団本部運営交付金 消防団長 森川直樹
		600,000 円	沼津市消防団訓練指導部
		400,000 円	紫明隊 ※隊員の個人名義の口座
		250,000 円	沼津市消防団ラッパ隊
	方面隊運営交付金	1,950,000 円	消防団本部運営交付金 消防団長 森川直樹
	分団維持交付金	24,800,000 円	沼津市消防団 第一分団 ほか全 40 件 内訳 : 620,000 円 × 40 分団

(2) 交付金事業における団体の収支決算状況

事業名	収入合計	支出合計	収支差引額
沼津市消防団運営事業	28,541,000 円	28,541,000 円	0 円

収入は沼津市からの交付金 28,541,000 円である。

支出は団体全体の執行状況を支出科目別にまとめた決算書が作成されていないため、主な支出科目は把握できない。なお、消防団本部の交付金 541,000 円の支出における主なものは負担金 377,500 円（団長等視察研修団負担金 90,000 円ほか）及び事務費 152,613 円（令和6年度沼津市消防団のしおり印刷製本費 80,300 円ほか）である。

4 事業の執行状況

消防団は消防組織法に基づき設置され、その任務は、消防施設及び人員を活用して火災・水害・地震等の災害から国民の生命や財産を保護し、被害を軽減するとともに、傷病者の搬送を適切に行うことである。

沼津市消防団は、消防団本部、5のブロック隊、13の方面隊及び40の分団から構成されており、団員数は757人（定員999人）となっている。

令和6年度における主な活動状況は、火災出動65件、警戒出動（大雨警報・火災警戒等）80件など市内の実災害対応に当たった。平時は施設及び資機材の維持管理を行い、火災・救急訓練を153回実施するとともに、各種教養研修も行った。また、自治会の防災訓練や火災予防運動、静岡県消防協会・駿東支部主催の研修会等にも参加した。

交付金は交付目的に沿っておおむね有効に活用されていると判断するが、一部に改善及び検討を要する事例が見受けられたため、注意事項、指導事項及び提起事項を以下に述べる。

5 注意事項等

（1）注意事項

ア 科目別の決算書類の作成と事業計画に沿った予算作成について

決算書類において、消防団全体の執行状況を支出科目別にまとめた決算書が作成されていない。また、消防団本部や各分団の個別の決算書において、多くの科目で予算額との大きな乖離があった。

対象経費の実績額を精査し、交付金の妥当性や効果の検証を行うためにも、消防団全体の支出科目別の決算書類を作成されたい。予算の作成にあたり、過年度の決算を参考にしつつ、当該年度の事業計画に沿ったより明確な算出根拠のもと、科目ごとに適切に対象経費を積算されたい。

イ 会計事務等の適正化について

口座管理や現金管理が不十分なものや、立替払を行った事例、旅費の取り扱い等の会計事務において、一部で改善を要する事項が見受けられた。金銭は原則金融機関の口座で管理し複数人による確認体制を整えるとともに、交付金事業以外の収支については、交付金管理口座とは別の口座を開設して会計区分の明確化を図られたい。立替払は公費、私費の区別が不明確になることなどから原則として行うべきではない。消防団員の旅費の取り扱いは、沼津市消防団員費用弁償支給条例に「沼津市一般職の職員に支給する旅費の例による」と規定されているため、これに倣うこと。

また、支出調書は適正な交付金執行の証拠資料となることから、必要に応じて領収書に加えて、詳細の把握できる明細や資料を添付することなどにより、経費の適正性の確認と透明性の向上を図られたい。なお、研修や報告会等に係る経費を支出する場合は、会合の主たる目的に照らし、内容・開催頻度・会場選定の妥当性が公金の使途として適切な範囲内となるよう執行されたい。

さらに、消防団本部の会計書類で、会計責任者である消防団長の決裁行為が確認できないものがあったが、会計処理上の責任体制を明確にするため、消防団長の決裁が確認できる様式・運用に改善されたい。

（2）指導事項

ア 交付要綱や事務処理の見直しについて

「沼津市消防団運営事業費交付金交付要綱」については、交付基準・対象経費・事務処理に関する規定が十分とは言えないため、要綱を見直し必要な改正を行われ

たい。特に、現行の分団維持交付金は全分団一律 62 万円となっているが、分団ごとの団員数、詰所の規模、活動実態を十分に反映しているとは言い難いため、各分団の活動実態に見合った適切な交付額となるよう交付基準の策定に取り組まれたい。

また、市は交付金を前金払で支出しているが、一部の分団等の決算に繰越金相当額が計上されているため、支出方法および事務処理の在り方を見直し、改善を図られたい。

(3) 提起事項

ア 団員の確保について

消防団の団員数について、実員数や充足率が著しく低い分団があり、担い手不足による団員の高齢化が懸念される。これらの問題は、分団の機能や運営に影響を及ぼし、地域防災力の低下に直結するため、消防団及び行政が連携して若年層向け広報の強化や加入促進に取り組み、団員の確保に努められたい。また、団員の生活との両立、身体的・時間的負担の軽減に向けた働き方改革に一層取り組まれたい。

イ 自治会等からの収入を含めた全体収支の把握について

消防団全体として、自治会等からの協力金や寄付金を含めた決算書類が作成されていない。各分団の実際の収支構造や消防団運営業務以外の地域活動の実態を把握するとともに、交付金対象事業の範囲を再確認してその適正性を検証するためにも、自治会等からの協力金や寄付金を含めた収支決算の作成を検討されたい。